

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から52年3月まで

私たち夫婦は、結婚を契機に、A市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をきちんと納付していたはずであったが、B市に転居した際、同市の窓口で、「未納があるが、さかのぼって納付できる。」と納付を勧められ、翌年にボーナスで2回に分けて二人の未納分をすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人夫婦は、数か月に1回、A市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦共に申立期間①の前後が納付済みであり、しかも、申立期間①の前は約10年にわたって納付を継続している上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、申立人夫婦が国民年金に加入した昭和37年6月から42年3月までの期間について、3か月ごとに夫婦同一日に保険料を納付していることが確認でき、申立期間①当時において生活に特段の変化はみられないことから、申立期間①の3か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人夫婦は、B市に転居した際、同市の窓口で、国民年金保険料の過去の未納分をさかのぼって納付できると勧められ、昭和53年度の冬のボーナスで申立人の妻の保険料の未納分（申立期間②を含む、48年度から52年度までの分）を、54年度の夏のボーナスで申立人の保険料の未納分（申立期間②を含む、48年度から52年度までの分）を

それぞれ納付したと主張しているところ、同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の妻が昭和54年1月13日に、同時点で時効とならない限度の51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、昭和53年度の冬のボーナスによる保険料の納付とは当該納付のことであると考えられる。また、54年度の夏のボーナスによる、申立人の保険料の納付については、B市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が昭和54年9月6日に、その妻と同様に51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付したが、同時点での時効により51年10月から52年6月までの保険料が過誤納となり、当時実施されていた第3回の特例納付により、52年4月から同年6月までの保険料に充当され、残額の3,000円を還付されている経緯が確認でき、昭和54年度の夏のボーナスによる保険料の納付とは当該納付のことであると考えられる。

さらに、上記の納付経緯から、申立人夫婦がB市に転居した時点において、申立人夫婦は、申立期間②を含め、昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料が未納であったと考えられ、申立人夫婦は、保険料をまとめて納付したのは2回だけであると説明している上、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から51年9月まで

私たち夫婦は、結婚を契機に、A市において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をきちんと納付していたはずであったが、B市に転居した際、同市の窓口で、「未納があるが、さかのぼって納付できる。」と納付を勧められ、翌年にボーナスで2回に分けて二人の未納分をすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人夫婦は、数か月に1回、A市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦共に申立期間①の前後が納付済みであり、しかも、申立期間①の前は約10年にわたって納付を継続している上、申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、申立人夫婦が国民年金に加入した昭和37年6月から42年3月までの期間について、3か月ごとに夫婦同一日に保険料を納付していることが確認でき、申立期間①当時において生活に特段の変化はみられないことから、申立期間①の3か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人夫婦は、B市に転居した際、同市の窓口で、国民年金保険料の過去の未納分をさかのぼって納付できると勧められ、昭和53年度の冬のボーナスで申立人の保険料の未納分（申立期間②を含む、48年度から52年度までの分）を、54年度の夏のボーナスで申立人の夫の保険料の未納分（申立期間②を含む、48年度から52年度までの分）をそ

れぞれ納付したと主張しているところ、同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が昭和 54 年 1 月 13 日に、同時点で時効とならない限度の 51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、昭和 53 年度の冬のボーナスによる保険料の納付とは当該納付のことであると考えられる。また、54 年度の夏のボーナスによる、申立人の夫の保険料の納付については、B 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人の夫が昭和 54 年 9 月 6 日に、申立人と同様に 51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料を過年度納付したが、同時点での時効により 51 年 10 月から 52 年 6 月までの保険料が過誤納となり、当時実施されていた第 3 回の特例納付により、52 年 4 月から同年 6 月までの保険料に充当され、残額の 3,000 円を還付されている経緯が確認でき、昭和 54 年度の夏のボーナスによる保険料の納付とは当該納付のことであると考えられる。

さらに、上記の納付経緯から、申立人夫婦が B 市に転居した時点において、申立人夫婦は、申立期間②を含め、昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が未納であったと考えられ、申立人夫婦は、保険料をまとめて納付したのは 2 回だけであると説明している上、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月

平成10年5月ごろ、社会保険事務所から納付書か催告文書が送付され、平成8年度の国民年金保険料を納付できる期限が近いと知ったため、A市役所本所へ行き、国民年金窓口で平成8年4月及び同年5月並びに10年4月及び同年5月の保険料を同時に納付したにもかかわらず、申立期間だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電算記録）及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成10年5月26日に、8年4月の国民年金保険料を過年度納付し、同日に、10年4月及び同年5月の保険料を現年度納付していることが確認できるところ、この時点において過年度納付の時効が近づいていた申立期間の1か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

また、申立人は、納期限内に納付できなかった場合は過年度納付で対応し、申立期間を除くすべての国民年金加入期間の国民年金保険料を納付していることから、加入期間に未納が無いよう努めていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、税金等の滞納は全く無く、国民年金についてもすべて納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 37 年 8 月ごろに夫婦一緒に国民年金に加入後、申立期間直前の 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、申立期間中の同年 12 月には、その夫は厚生年金保険加入に伴う国民年金の被保険者資格喪失手続を、申立人はその夫の厚生年金保険加入に伴う任意被保険者への種別変更手続をそれぞれ適切に行っており、かつ、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦は年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間の前後を納付しながら申立期間の 1 年だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 11 月まで

私は、税金等の滞納は全く無く、国民年金についてもすべて納付していたはずであり、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 37 年 8 月ごろに夫婦一緒に国民年金に加入後、申立期間直前の 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付するとともに、申立期間中の同年 12 月には、申立人は厚生年金保険加入に伴う国民年金の被保険者資格喪失を、その妻は申立人の厚生年金保険加入に伴う任意被保険者への種別変更手続をそれぞれ適切に行っており、かつ、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦は年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間の 8 か月だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年3月まで

昭和41年11月に家族でA市に引っ越し、43年8月に金物屋を営み、45年4月に結婚してからは、妻と両親の4人で同居し、厚生年金保険の適用事業所となる53年4月までの国民年金保険料は、母親がすべて家計をやり繰りしており、夫婦二人と両親の計4人分の保険料を母親が自治会の集金人に支払っており、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が、父親と夫婦二人分の計4人分の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているところ、申立人の妻については、その妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、A市において昭和45年8月ごろに国民年金への加入手続を行ったことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、45年7月にさかのぼって、強制で国民年金被保険者資格を新規に取得していることが確認できる。

また、申立人の妻は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和46年4月から、申立人の両親が経営する会社が厚生年金保険の適用事業所となる前月の53年3月まで国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を含めて家族4人分の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度が発足する前の昭和35年12月に国民年金に夫婦で加入し、36年4月以降、経営する会社が厚生年金保険の適用事業所となる前月の53年3月までの国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の父親についても同様に保険料を完納するなど、申

立人の両親は年金制度をよく理解し、納付意識も高かったと認められる。

このことから、申立人の母親は、申立人が結婚後にその申立人の妻の国民年金への加入手続を行う際、一緒に事業経営を行っている息子である申立人について、国民年金への加入手続を失念したとは考え難く、同居したその妻の国民年金保険料を納付しながら、息子である申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間のうち、申立人が20歳となった昭和43年8月から46年3月までの期間については、申立人及びその妻が、46年から発行された黄土色調の国民年金手帳は記憶しているものの、当時、国民年金に加入していれば発行されているはずの肌色調の国民年金手帳について記憶していない上、その妻が、結婚後の45年4月から同年6月までは未加入、同年7月から46年3月までは未納となることが確認できるとともに、申立人が別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が上記当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年6月から同年9月までの期間については59万円、12年10月から13年11月までの期間については62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から13年12月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、給与明細書及び賃金台帳では、平成12年6月から同年12月までの間は75万円（標準報酬月額は、同年9月までが59万円、同年10月からは62万円）、13年1月から同年11月までの間は67万5,000円（標準報酬月額は62万円）に相当する厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の給与明細書及び賃金台帳から、申立人は、平成12年6月から同年9月までの間は59万円、同年10月から13年11月までの間は62万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成12年6月から同年9月までの間は59万円、同年10月から13年11月までの間は62万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（13年12月31日）の後の14年1月10日付けで、12年6月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられている。

さらに、申立期間当時、申立人は、A社において取締役の立場であったが、後任の取締役及び部下であった元社員は、「申立人は名ばかりの取締役に、社会保険事務については全く関与していなかった。」との証言をしている上、経

理事務担当の元社員も、「会社の社会保険事務に関与していたのは代表取締役と経理担当取締役の二人のみであり、申立人は標準報酬月額を引き下げられたことを間違いなく知らないと思う。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成12年6月から同年9月までは59万円、同年10月から13年11月までは62万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月まで

昭和 61 年 3 月に結婚し、A 市に転居した後、同年の夏ごろまでの間に同市から、「55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納である。」との電話連絡を受けたので、夫と相談し、61 年 8 月から 62 年 1 月までの間に、同市の国民年金の窓口で、未納分の保険料として約 40 万円を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 61 年 8 月から翌年 1 月までの間に納付したと主張しているが、同期間は特例納付の実施期間ではない上、過年度納付の時効は 2 年であるため、61 年 8 月の時点では、申立期間のうち、55 年 4 月から 59 年 6 月までの保険料を納付することができず、62 年 1 月の時点では、申立期間すべての保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A 市の国民年金の窓口で納付したと主張しているが、同市では過年度の保険料を納付することはできなかったことが確認できる上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年6月まで

将来のことを考え、昭和42年3月から国民年金に任意加入した後、「付加保険料を掛けておけばかなり率が良くなる。」と納付組織の集金人に勧められ、45年10月から付加年金制度に加入し、定額分と一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が定額納付とされているのは納付できない。

なお、母親にも付加年金制度に加入するよう勧めており、母親は付加保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年10月から付加年金制度に加入した。当時の付加保険料が350円から400円であったことをよく覚えている。」と主張しているが、申立人は、当初の社会保険事務所への記録照会の段階では、付加年金制度開始前である42年3月に国民年金に任意加入した時から付加保険料を納付していたと主張しており、その後、付加年金制度が開始したのが45年10月であることを知ったことにより、申立期間を同年同月からとしているなど、国民年金に任意加入したことと付加年金制度に加入したこととの混同が認められる。

また、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和45年10月以降も定額納付を行っていることが確認できる上、昭和46年度から48年度までの3年間については定額保険料を前納している記録があり、社会保険事務所において3回にわたって事務処理を続けて誤ったとは考え難い。

さらに、申立人は、納付組織の集金人に付加保険料の納付を勧められ、付加保険料を納付していたと主張するのみで、付加年金制度への加入手続を行

った記憶は無い上、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人が付加年金制度に加入するよう勧めたとするその母親は、昭和 47 年 4 月から 60 歳になる 52 年 1 月まで付加保険料を納付していることが確認できるが、このことのみをもって申立人が申立期間の付加保険料を納付していたとまでは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 50 年 3 月まで

昭和 45 年 9 月に退職し、国民年金に加入することになり、加入手続と国民年金保険料の納付は、亡くなった夫がすべて行ってくれたはずであり、夫の保険料が納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金被保険者資格記録及び社会保険事務所の職権適用者名簿により、昭和 50 年 4 月に職権適用により、A市で払い出されていることが確認できる上、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を厚生年金保険の被保険者資格喪失日である 45 年 9 月 1 日にさかのぼって新規に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した昭和 50 年 4 月時点において、国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立期間のうち 45 年 9 月から 48 年 3 月までの期間の保険料は、時効により制度的に過年度納付ができない上、申立人は、国民年金加入後の 50 年 4 月から同年 12 月までの保険料を 51 年 8 月 6 日に過年度納付している。

さらに申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、既に他界し、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示

す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

高校卒業後、昭和 37 年に公務員になるまで家の農業に従事しており、20 歳になった時に、亡くなった父親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれたと思うので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時に、亡くなった父親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれたと思う。」と主張しているが、申立人が住んでいた A 村（現在は、B 市）においては、申立期間当時、20 歳になった者への国民年金の加入勧奨は行っていなかったことを確認済みである上、申立人が 20 歳となった昭和 35 年 12 月から申立人が公務員となる前の 37 年 3 月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の名前は確認できず、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとするその父親は、既に他界し、申立人が国民年金への加入及び保険料の納付に直接関与していないことから、加入及び保険料の納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月ごろから 56 年 1 月 2 日まで
昭和 53 年 7 月ごろから 56 年 8 月まで A 院に看護師としてフルタイムで勤務し、給与から社会保険及び雇用保険の保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 7 月から 54 年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 12 月までの期間について、夫の被扶養者になっていることが確認できるとともに、日雇労働者健康保険適用除外承認通知書によると、申立人は、申立期間のうち 54 年 12 月から 55 年 12 月までの期間について、夫の被扶養者であって日雇労働に従事する者であることを理由に健康保険に加入しなくてもよい取扱いとなっていたことが確認でき、この事情は、元同僚が「申立人は最初、パートタイムで働いていて、途中から正規雇用になったと記憶している。」と証言する内容と符合している。

また、B 町の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び社会保険事務所の特殊台帳（紙台帳）によると、昭和 49 年 9 月に夫が厚生年金保険に加入したことによって、申立人が加入する国民年金を任意加入に切替え、申立期間前に 9 か月の未納があるものの、申立期間を含む 55 年 12 月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人が厚生年金保険に加入しながら国民年金の保険料を継続して納付していたとは考え難い。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、当時の人事関係資料は既に廃棄されていることから、申立人の雇用形態を明らかにすることができない上、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 7 日まで
昭和 32 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月から A 社 B 工場に正社員として入社し、35 年 2 月に結婚退社するまで勤務していた。職場で同僚と写っている写真もあり、記録が無いことは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の同僚と一緒に写った写真、元上司と元同僚の証言及び当該事業所の関係資料として唯一保管されていた異動簿から、申立人が、昭和 34 年 7 月 10 日から 35 年 2 月 6 日まで A 社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が高校を卒業した昭和 32 年 4 月当時に入社したことを証言する元同僚は見付からず、申立人の入社時期及び入社直後の勤務形態については不明である上、申立人は、厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証についても記憶にないとしている。

また、申立期間を含む昭和 32 年 1 月 1 日から 35 年 4 月 1 日までの当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、使用されていない二つの健康保険番号を除いて連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、上記異動簿のほかに当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は何も無く、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 40 年 11 月から 43 年 9 月まで
④ 昭和 43 年 10 月から 45 年 6 月まで
⑤ 昭和 46 年 9 月から同年 12 月まで

A社(申立期間①)、B社(申立期間②)、C社(申立期間③)及びD社(申立期間⑤)に勤務したが、いずれも厚生年金保険に加入していないことになっており、また、E社(申立期間④)については昭和43年10月から勤務したが、資格取得日が45年7月1日となっている。

いずれにおいても厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、これら申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は申立人の実父が代表取締役を務めた事業所であるが、その実父の健康保険厚生年金保険の被保険者原票では、申立人は申立期間①を含む昭和33年5月1日から38年12月29日まで健康保険の被扶養者となっている。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①に被保険者資格を取得した8名の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない上、上記8名は社会保険庁の電算データにおける当該事業所の厚生年金保険被保険者と一致している。

さらに、当該事業所は既に倒産しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)の所在は不明である上、このほか、申立期間①につ

いて申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、事業主の証言により、申立人がB社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年5月1日であり、当該事業所の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年で間違いなく、適用事業所となる以前の社員は個々に国民年金に加入していた。」と証言している上、当該事業主は、申立期間②を含め36年4月1日から適用事業所となるまでの期間について国民年金に加入していることが確認できる。

また、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄済みである上、このほか、申立期間②について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、社会保険庁の記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が主張する当該事業所の所在地に係る当該事業所の同業者及び同業者組合であるF電気工事工業組合、法務局、公共職業安定所並びに社会保険事務所に照会した結果、いずれにおいても当該事業所を特定することができず、申立人は元同僚などについての記憶も無いことから、申立人の当該事業所における勤務形態及び勤務期間並びに事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情については不明である。

- 4 申立期間④については、雇用保険の加入記録により、申立人がE社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年4月1日であり、また、当該事業所の社会保険事務担当者は、「当社は昭和45年4月に厚生年金保険の適用事業所となっており、適用事業所となる以前、正社員の多くはG社で厚生年金保険の被保険者となっていた。G社で厚生年金保険の被保険者となっていないのであれば、申立人は正社員扱いではなかったのではないか。」と証言している。

また、E社において厚生年金保険被保険者資格を取得した6名（昭和45年4月1日取得3名、同年7月1日取得3名（申立人を含む。））について雇用保険の加入記録により、いずれも適用事業所になる前から当該事業所に勤務していたことが確認できたが、同年4月1日取得の3名は、適用事業所となる前はG社において厚生年金保険に加入しており、申立人を含む同年7月1日取得の3名は、それ以前の厚生年金保険の加入記録が無い。

これらの事情を踏まえると、E社では、厚生年金保険の適用事業所となった以降、段階的に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたも

のと考えられる。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄済みである上、このほか、申立期間④について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、雇用保険の加入記録が無く、D社では申立人に係る資料が保存されていない上、申立人は元同僚などについての記憶が無いことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び勤務期間については不明である。

また、当該事業所では「当時は正社員のみを厚生年金保険の被保険者としていた。」と証言している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間⑤に被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄済みである上、このほか、申立期間⑤について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 6 日まで
② 昭和 36 年 1 月 16 日から 41 年 4 月 1 日まで

60 歳になったとき、年金の手続のため社会保険事務所に行き、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。その後、改めて平成 19 年 6 月 19 日に社会保険事務所に対して期間照会をしたところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっているとの回答であった。

結婚するため、A社を退職し、その際、わずかな退職金はもらったが、脱退手当金の手続をしたことや受給したことは無い。

申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 12 名のうち、6 名に支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月以内に支給決定が行われている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者もいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 8 月 10 日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月11日から23年1月20日まで
平成19年7月に昭和21年2月から23年1月までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。
脱退手当金の支給を受けた覚えはないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の被保険者名簿において申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている13名のうち、6名に支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月以内に支給決定が行われている上、当時は通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年3月13日に支給決定が行われているほか、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳には、脱退手当金の給付記録欄に支給額、被保険者期間、支給決定日等の脱退手当金支給記録が確認でき、当該記録は社会保険庁のオンライン記録と一致しているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。